

令和8年2月16日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電話 0984-42-2112

FAX 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.186

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

学校給食調理員・配送員の募集について

高原町立学校給食調理業務に係る調理員及び配送員を募集しています。
 児童・生徒への安心・安全な給食の調理・配送を経験しませんか。
 配送員は、2トントラック以上の運転経験がある方は大歓迎です。
 ご興味のある方は下記までお問い合わせください。

- 問合せ先 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 宮崎営業所
 ☎0985-44-1997 (担当：堤内)

問 | 教育総務課 学校教育係 ☎0984-42-1484 (内線：413)

令和7年度 乳幼児もぐもぐ大好き教室について

もうすぐ離乳食がはじまる方、現在離乳食に挑戦中の方など、乳幼児と保護者を対象に「乳幼児もぐもぐ大好き教室」を実施します。この教室では、離乳食を進めるために必要な知識をご紹介します。

ご希望の方は、ぜひお申込みください。

- 1 日時 令和8年3月11日(水)
10:00から11:30
- 2 場所 ほほえみ館 和室
- 3 対象者 乳幼児と保護者
- 4 持参する物 母子健康手帳、乳幼児のスタイ・エプロンなど
- 5 自己負担 無料

お申し込みは2月27日(金)までに下記までお電話ください。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 | 健康課 健康推進係 ☎0984-42-4820 (内線 456)

高原町文化連盟 第32回芸能まつりについて

標記について、下記のとおり開催されますので、ぜひお越しください。

- 日時 令和8年3月8日(日)
午後1時00分 ※開場 正午
- 場所 ほほえみ館神武ホール
- 入場料 500円 (プログラム代)
※益金の一部を毎年社会福祉団体等に寄付しています。
- 問合せ先 高原町文化連盟会長 米澤 ひろ子 (電話 42-1303)

問 | 教育総務課 文化財係 ☎0984-42-1484 (内線：417)

令和7年度第4回SWC健幸グラウンド・ゴルフ大会 (通算 11 回目)の開催について

高原町では、健幸なまちづくりを目指し、SWC（スマートウェルネスシティ）推進事業に取り組んでいます。その一環として、令和7年度第4回SWC健幸グラウンド・ゴルフ大会を下記のとおり実施します。

グラウンド・ゴルフは、幼児から高齢者に至るまで誰もが気軽に取り組めるスポーツであり、介護予防及び健康（心と体）維持を目的として実施するものです。

特に初心者の方は大歓迎です。たくさんの参加者をお持ちしております。

- 1 日 時 **令和8年3月12日（木）**
【受付】午前8時00分～
【開会式】午前8時30分～ 【開始】午前9時00分～
 - 2 場 所 高原町総合運動公園多目的芝生広場
 - 3 対 象 者 町内在住者
 - 4 参 加 費 無料
 - 5 主 催 高原町
 - 6 主 管 高原町グラウンド・ゴルフ協会
 - 7 申込期限 **令和8年3月4日（水）**
 - 8 申込内容 4名～6名のチームを基本とします。3名のチーム編成も可能です。ただし、混成チームとなる場合がございますので、ご了承ください。
 - 9 申込方法 「チーム名」および選手の「氏名・住所・年齢・性別・電話番号」を以下の方法で教育総務課社会教育係までお知らせください。
(1)直接申込（高原町中央公民館にて申込記入）
(2)メール申込 (kyousou@town.takaharu.lg.jp)
※メールでの申込みの場合は、ホームページに申込用紙を添付してありますのでご活用ください。また、任意様式でも構いませんが、必ず「健幸グラウンド・ゴルフ大会の申込」と分かるように表題をご記入ください。
※FAXでの申込みは受付けておりませんのでご注意ください。
- ※チーム編成の効率化を図るために、各地区のチームリーダーが分かる方はチームリーダーに直接電話で参加の可否をお伝えください。**
- ※個人（1名）での申込みも可能ですので、下記までご連絡ください。

問 | 教育総務課 社会教育係 ☎0984-42-1484（内線：415）

令和 8 年 2 月 16 日

町民各位

高原町長 丸山 裕次郎
(公 印 省 略)

令和 7 年度高原町会計年度任用職員（集落支援員）の募集について

令和 8 年 3 月以降採用の会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

会計年度任用職員とは、一会計年度（令和 8 年 3 月 31 日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

1 受験資格、採用職種、勤務条件等

(1) 受験資格

次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第 16 条）

- (ア) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 会計年度任用職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 採用職種、採用予定人数、業務内容、必要免許等、勤務条件等

採用職種	採用予定人数	業務内容	必要免許・経験等	勤務形態	報酬額
集落支援員	1 名	・集落点検の実施に関する業務等	簡単なパソコン作業	原則として月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で、勤務場所によって定められた時間 (1 日 7 時間勤務)	月額 207,741 円 ～

○任用期間

任用期間は、原則として採用の日から令和 8 年 3 月 31 日の間となります。
任用後 1 か月間は試用期間となります。

○手当等

- ・費用弁償（通勤手当）
通勤距離によって費用弁償（通勤手当）が支給されます。ただし通勤距離によっては支給されない場合があります。
- ・時間外手当
職種、勤務場所によって定められた時間外の勤務が生じた場合に支給されます。
- ・期末手当等
報酬及び任用期間等に応じて支給されます。

○休日

原則として週休日（土曜、日曜）及び国民の祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日が休日となります。

○休暇

年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇等があります。

○社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによりそれぞれ加入します。

2 選考方法

高原町役場において、面接試験を実施します。

※面接日時の詳細は、応募者へ個別に通知します。

3 受験手続

(1) 申込用紙の交付場所 高原町役場 2階 総務課 行政係
(高原町ホームページからもダウンロード可能です)

(2) 申込用紙の提出先
高原町役場総務課

(〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地)

所定の申込用紙に必要事項を記入し、直近3か月以内に撮影した写真を所定のところに貼って提出してください。写真の貼っていないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、封筒の表には、「高原町会計年度任用職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

2月16日(月)～2月25日(水) 8:30～17:15(土日祝日を除く。)

郵送の場合は2月25日(水)必着となります。

※受付期間終了までに採用者が決定した場合は、随時募集を締め切ります。

4 合格から採用まで

合格発表は、合格者に個別で通知いたします。

5 問い合わせ先

高原町役場 総務課 行政係

住 所 〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

T E L 0984-42-2112 (内 211) E-mail soumu@town.takaharu.lg.jp



あの手この手の

班回覧

悪質商法にご用心!

悪質業者があなたを狙っています。「自分は大丈夫!」と思っていないですか? 手口もだんだん巧妙化し、気づかないうちに被害にあっていることもあります。被害にあわないように、『消費者知識』をしっかり身につけましょう。

レスキュー商法



「トイレ詰まり除去
980円~」が **高額な工事**に...
ネット広告をうのみにしない!

不審な国際電話



「+」から始まる番号からの電話...
知らない番号
からの電話には、**出ない! かけ直さない!**

テレビショッピング トラブル



「お試し」のつもりが「定期購入」!?
テレビ広告
だけでなく **電話でもよく確認!**

広告と異なる商品が届く ネット通販



その商品、安すぎませんか?
注文前に 販売サイトの住所・連絡先を確認!
メーカーの公式サイト

据置型Wi-Fiルーター 契約トラブル



「実質無料!」中途解約は全額請求!?
契約前に内容確認!
解約は**すぐに契約先へ!**

SNSきっかけの 投資詐欺



※このほかにもいろいろな手口があります。

こんなときには、**すぐ相談!!** 宮崎県消費生活センター



悪質商法や架空請求など 消費者トラブルのご相談は

188
(いやや)
と覚えてね!

消費者ホットライン
(ナビダイヤルサービス)

お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)につながります。



い
1 や
8 や
8



「188」ではどんな相談ができるの？

くらしの中で生じる商品やサービスのトラブルに関する相談ができます。
消費者と事業者の契約でトラブルになった時の消費者のための窓口です。

いつでも相談できるの？

原則、年末年始(12/29～1/3)を除いて毎日利用できます。相談窓口が受付時間外の場合などは音声ガイダンスにより受付時間や電話番号が案内されます。

この番号にかけないといけないの？

お近くの相談窓口の電話番号をご存知の場合は、直接お電話いただくことをお勧めします。

188
を押す

こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口をご案内いたしますので、お住まいの郵便番号がわかる方は1を、そうでない方は2を押して下さい。

【郵便番号がわかる】

【郵便番号がわからない】

1を押す

2を押す

お住まいの郵便番号を7桁で入力して下さい。

お住まいの地域を選択して下さい。
〇〇市は1を、〇〇市は2を…
押して下さい。

郵便番号を入力

お住まいの地域の番号を押す

ナビダイヤルサービスを経由し、消費生活相談窓口へお繋ぎします。
〇〇秒ごとに、おおよそ〇〇円で御利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

お近くの相談窓口

消費者ホットライン
ご案内の流れ

県設置 消費者相談窓口専用ダイヤル (直通電話)

名称	電話番号	電話相談ができる曜日	受付時間
県消費生活センター	☎ 0985-25-0999	月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く。)	午前9時 ～ 午後4時30分
// 都城支所	☎ 0986-24-0999		
// 延岡支所	☎ 0982-31-0999		

(注) 来所相談は予約が必要です。また、メールによる相談は下記ホームページをご覧ください。



宮崎県消費生活センター

検索



「たかはる暮らし応援商品券」 取扱加盟店を募集します



このたび、高原町では、物価高騰に直面する住民の生活支援をはじめ、町内地域経済の活性化を目的としまして、全町民を対象に町民1人あたり1万円分の「たかはる暮らし応援商品券」を配布する事業を行い、当商工会はその運營業務の一部を実施します。

つきましては、取扱加盟店を募集しますので、希望される商工業者の方はお申し込みの手続きを行っていただきますようご案内申し上げます。

なお、高原町商工会会員(商工会加盟店)はお申し込みの必要はありません。

1 取扱加盟店に登録できる事業所

高原町内で業を営む商工会法第2条に該当する商工業者

※ 事前に業種等が該当するかどうかの照会をいたしますので、必ず問い合わせ先に確認をした後に、登録手続きを行ってください。

2 募集期間

令和8年2月16日(月)～令和8年2月27日(金)

※ 登録いただいた取扱加盟店は、町民に商品券を送付する際に同封する「取扱店一覧」に掲載します。

3 登録申込手続き

所定の「取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、当商工会へ持参、または郵送で提出ください。

※ 「申込書」は当商工会に備えているほか、当商工会ホームページからもダウンロードできます。

4 問い合わせ先

高原町商工会(〒889-4412 高原町大字西麓 627-7)

TEL:42-1158 FAX:42-0207 HP: [高原町商工会-グーペ-](#)



5 その他

加盟取扱店登録手数料、商品券の換金手数料は発生しません。

《たかはる暮らし応援商品券事業(事業主体:高原町)の概要(準備中)》

● **配布額** 町民1人あたり10,000円(1,000円券10枚つづりで1冊)

※ **令和8年4月から配布予定**

● **使用期間** 配布開始日～令和8年9月30日(水)まで

地域安全ニュース

回 覧

子供が犯罪に巻き込まれないために

～ しっかり守ろう！ インターネットのマナーとルール ～

・ ・ 保護者の適切な管理が子供の大切な未来を守ります。 ・ ・

近年、子供たちが犯罪被害者となる事件が相次いでいることから防犯目的でお子さんに携帯電話を持たせている家庭も増えています。その反面、手軽にインターネットにアクセスできることで、ネット利用に伴う被害に遭う事例が増加しています。

※ ネット上に個人情報を書き込まない！

SNSの書き込みや投稿画像など、一度インターネット上にアップロードした情報は、完全に消去することはできません。住所や電話番号などの個人情報、裸の画像などは絶対にアップロードしないようにしましょう。

ポイント	書き込み内容や画像等は完全に削除することはできない。 書き込み内容から自宅や学校などが特定されることがある。 画像等が勝手に使用される可能性がある。
------	--

※ 知らない人とは絶対に会わない！

多くの子供が出会い系サイトやSNSを通じて知り合った相手と会い、犯罪やトラブルに巻き込まれています。出会い系サイトやSNS利用者の中には、年齢や性別を偽って書き込みをする人が大勢います。知らない人とは絶対に会わないようにしてください。

ポイント	出会い系サイトは利用しない。 インターネット上で知り合った人とは会わない。 ネットゲームの対戦相手と会うのも危険な場合がある。
------	---

※ 他人を傷つけるような書き込みはしない！

ネット上の掲示板などは誰でも見ることができるため、他人を傷つけるような内容を書き込むと、書き込まれた人は心に深い傷を負います。

思いやりの心をもって、絶対に他人を傷つける内容を書き込んではいけません。

ポイント	ネットに書き込んだ情報は、多くの人に見られる可能性がある。 公開した書き込みは完全に削除することはできない。 書き込み内容によっては、犯罪やトラブルの原因になる。
------	---

違法・有害情報をシャットアウトするための対策

※ フィルタリングを必ず利用しましょう

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。青少年が使用する携帯電話には、原則フィルタリングに加入することが法律で定められています。

【パソコンの場合】 市販ソフトのほか、契約しているプロバイダが提供しています。

【携帯電話（スマホ）の場合】 携帯電話会社がフィルタリングサービスを提供しています。

携帯電話販売店などに確認してください。

◎子供がインターネットを利用する際、保護者は子供が安全利用できるようにする責任を負っています。フィルタリングと同時に子供の判断能力を育てることが必要です。その為、子供と話し合ってルールを決めルールを学ばせながら少しずつ自分で判断できる範囲を広げていきましょう。

令和8年3月発行
小林地区防犯協会
電話23-0229
小林警察署
電話23-0110